

「中華人民共和国増値税暫定条例」

2008年11月10日

日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易投資相談センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国国務院令

第 538 号

「中華人民共和国増値税暫定条例」は 2008 年 11 月 5 日に国務院第 34 回常務委員会会議において改定・採択された。ここに改定後の「中華人民共和国増値税暫定条例」を公布し、2009 年 1 月 1 日より施行する。

総理 温家宝

2008 年 11 月 10 日

中華人民共和国増値税暫定条例

(1993 年 12 月 13 日に中華人民共和国国務院令第 134 号として公布。

2008 年 11 月 5 日に国務院第 34 回常務委員会会議において改正を採択。)

第1条 中華人民共和国国内で物品の販売あるいは加工、修理・部品交換役務の提供、物品の輸入を行う組織および個人は増値税の納税者であり、本条例に従い増値税を納めなければならない。

第2条 増値税税率

- (1) 納税者が販売あるいは輸入する物品は、本条第(2)項、第(3)項に規定するものを除き、税率を 17%とする。
- (2) 納税者が以下の物品を販売あるいは輸入する場合は、税率を 13%とする。
 1. 穀物、食用植物油
 2. 水道、暖房、冷房、温水、石炭ガス、石油液化ガス、天然ガス、メタンガス、住民用石炭製品
 3. 図書、新聞、雑誌
 4. 飼料、化学肥料、農薬、農業用機械、農業用フィルム
 5. 国務院が規定するその他の物品
- (3) 納税者が輸出する物品は、税率をゼロとする。但し、国務院が別途規定した場合を除く。

- (4) 納税者が加工、修理・部品交換役務(以下、「課税役務」という)を提供する場合は、税率を17%とする。

税率の調整は、国務院が決定する。

第3条 納税者が異なる税率の物品の販売あるいは課税役務を兼業する場合は、税率の異なる物品あるいは課税役務の売上額を分けて計算しなければならない。売上額を分けない場合は、高い方の税率を適用する。

第4条 本条例第11条に規定する場合を除き、物品の販売あるいは課税役務の提供(以下、「物品販売」あるいは「課税役務」という)をした納税者の納税額は、当期売上税額から当期仕入税額を控除した額とする。納税額の計算公式は以下の通りとする。

納税額＝当期売上税額－当期仕入税額

当期売上税額が当期仕入税額より少なく控除しきれない場合、控除しきれない部分は次期に繰り越して控除することができる。

第5条 納税者が物品販売あるいは課税役務をした場合は、売上額と本条例第2条に規定する税率に基づき増値税額を計算し、かつ買主から受領した増値税額を売上税額とする。売上税額の計算公式は以下の通りとする。

売上税額＝売上額×税率

第6条 売上額は、物品販売あるいは課税役務をした納税者が、買主から受領する全ての代価と代価外費用とする。但し、受領した売上税額は含まない。

売上額は、人民元で計算する。納税者が人民元以外の通貨で売上高を決済する場合は、人民元に換算して計算するものとする。

第7条 納税者が物品販売あるいは課税役務の価格が著しく安く、且つ正当な理由がない場合は、所轄税務機関が売上額を査定する。

第8条 納税者が物品の購入、あるいは課税役務の外注(以下、「物品購入」あるいは「課税役務」という)で支払った、あるいは負担した増値税額を仕入税額とする。

以下の仕入税額は、売上税額から控除することができる。

- (1) 売主から取得した増値税専用領収書に記載された増値税額。
- (2) 税関から取得した税関輸入増値税専用納付書に記載された増値税額。
- (3) 農産品を購入した場合は、増値税専用領収書あるいは税関輸入増値税専用納付書を取得している場合を除き、農産品買付領収書あるいは販売領収書に記載された農産品の購入価格と13%の控除率に基づき計算した農産品の仕入税額。

仕入税額の計算公式は次の通りとする。

仕入税額＝仕入価格×控除率

- (4) 物品の購入や販売、生産運営の過程で運輸費用を支払った場合は、運輸費用の決済証憑に記載された運輸費用金額と7%の控除率に基づき計算した仕入税額。仕入税額の計算公式は次の通りとする。

仕入税額＝運輸費用金額×控除率

控除を許可する項目と控除率の調整は、国務院が決定する。

第9条 物品購入あるいは課税役務をした納税者が取得した増値税控除証憑が法律、行政法規あるいは国務院の税務所管部門の関連規定を満たしていない場合は、その仕入税額は売上税額から控除できない。

第10条 下記項目の仕入税額は、売上税額から控除できない。

- (1) 増値税非課税項目、増値税免税項目、集団福利あるいは個人消費に使用される物品購入あるいは課税役務。
- (2) 正常でない損害を被った物品購入および関連課税役務。
- (3) 正常でない損害を被った仕掛品・完成品に使用された物品購入あるいは課税役務。
- (4) 国務院の財政、税務所管部門が規定する納税者の自家用消費財。
- (5) 本条第(1)項から第(4)項に規定する物品の運輸費用および免税物品販売のための運輸費用。

第11条 小規模納税者が物品販売あるいは課税役務をする場合は、売上額と徴収率に基づき納付税額を計算する簡易法が適用され、仕入税額は控除されない。納税額の計算公式は次の通りとする。

納税額＝売上額×徴収率

小規模納税者の基準は、国務院の財政、税務所管部門が規定する。

第12条 小規模納税者の増値税徴収率は3%とする。

徴収率の調整は国務院が決定する。

第13条 小規模納税者以外の納税者は、所轄税務機関に資格認定を申請しなければならない。具体的な認定規則は、国務院の税務所管部門が制定する。

小規模納税者が、健全な会計計算を行うことができ正確な税務資料を提供できる場合は、所轄税務機関に資格認定を申請して、小規模納税者としてではなく、本条例の関連規定に基づいて納付税額を計算することができる。

第14条 納税者が物品を輸入した場合は、課税価格と本条例第2条に定めた税率に基づき納税額を計算する。課税価格と納税額の計算公式は次の通りとする。

課税価格＝関税課税価格＋関税＋消費税

納税額＝課税価格×税率

第15条 下記の項目は増値税を免除する。

- (1) 農業生産者が販売する自家製農産物

- (2) 避妊薬および避妊具
- (3) 古書
- (4) 科学研究、科学試験および教学に直接使用される輸入器械・設備
- (5) 外国政府あるいは国際組織から無償援助された輸入物資と設備
- (6) 障害者組織が直接輸入する障害者用の物品
- (7) 販売者自らが使用する中古物品

前項規定以外の増値税の減免項目は国務院が規定する。いかなる地区、部門も増値税の減免項目を規定してはならない。

第16条 納税者が増値税の減免項目を兼業している場合は、減免項目を分けて営業取引額を計算するものとする。営業取引額を分けて計算していない場合は、税は減免されない。

第17条 納税者の売上額が国務院の財政、税務所管部門が規定する増値税の最低課税基準額に達していない場合は、増値税の徴収を免除される。最低課税基準額に達している場合は、本条例の規定に基づいて増値税の全額を計算し納付する。

第18条 中華人民共和国国内で課税役務の提供を行う国外の組織あるいは個人で、国内に経営機構を設立していない場合は、その国内の代理人を源泉徴収義務者とする。国内に代理人がない場合は、買主を源泉徴収義務者とする。

第19条 増値税の納税義務発生時期

- (1) 物品販売あるいは課税役務の増値税納税義務の発生時期は、販売代金を受領、あるいは販売代金取立の根拠を取得した当日とする。先に領収書を発行する場合は、領収書発行の当日とする。
- (2) 物品輸入の増値税納税義務の発生時期は、輸入通関の当日とする。
増値税の源泉徴収義務の発生時期は、納税者に増値税納税義務が発生した当日とする。

第20条 増値税は税務機関が徴収し、輸入物品の増値税は税関が代理徴収する。

個人が携帯するかあるいは郵送により国内に持ち込まれた自家用物品の増値税は、関税と併せて計算して徴収する。具体的な規則は、国務院関税税則委員会が関連部門と合同で制定する。

第21条 納税者が物品あるいは課税役務を販売した場合は、増値税専用領収書を請求した買主に増値税専用領収書を発行するものとする。増値税専用領収書には売上額と売上税額を明記しなければならない。

以下のいずれかに該当する場合、増値税専用領収書を発行してはならない。

- (1) 個人消費者に物品販売あるいは課税役務をした場合。
- (2) 免税規定が適用される物品販売あるいは課税役務をした場合。
- (3) 小規模納税者が物品販売あるいは課税役務をした場合。

第22条 増値税納税地

- (1) 定まった事業所を持つ事業者は、所在地を管轄する税務機関に納税申告を行うものとする。本店と支店が同じ県(市)にない場合は、それぞれの所在地を管轄する税務機関で納税申告をしなければならないが、国務院の財政、税務所管部門あるいはその権限を授与された財政、税務機関の許可を受ければ、本店所在地で一括して納税申告を行うことができる。
- (2) 定まった事業所を持つ事業者が所在地以外の県(市)において物品販売あるいは課税役務をした場合は、その所在地を管轄する税務機関に「外出経営活動税込管理証明書」の交付を申請するとともに、所在地を管轄する税務機関に納税申告をするものとする。証明書の交付を受けていなければ販売地あるいは役務発生地
の所轄税務機関で納税申告をしなければならない。販売地あるいは役務発生地を管轄する税務機関にも納税申告をしていない場合は、事業所の所在地を管轄する税務機関が税金を追徴する。
- (3) 定まった事業所を持たない事業者が物品販売あるいは課税役務をした場合は、販売地あるいは役務発生地を管轄する税務機関に納税申告するものとする。販売地あるいは役務発生地を管轄する税務機関に納税申告していない場合は、その組織の所在地あるいは居住地を管轄する税務機関が税金を追徴する。
- (4) 物品を輸入した場合は、通関地の税関に納税申告するものとする。
源泉徴収義務者は、その所在地あるいは居住地を管轄する税務機関に源泉徴収した税金の納付申告をするものとする。

第23条 増値税の納税期限は、それぞれ1日、3日、5日、10日、15日、1ヶ月あるいは四半期とする。納税者の具体的な納税期限は、所轄税務機関が納税者の納税額に応じて決定する。定められた期限に納税できない場合は、1回の取引ごとに納税することもできる。

納税者が1ヶ月あるいは四半期を納税期限とする場合は、期日満了の日から15日以内に納税申告を行う。1日、3日、5日、10日あるいは15日を納税期限とする場合は、期日満了の日から5日以内に予定納税し、翌月の1日から15日までに確定申告をして、前月の未払税額を清算する。

源泉徴収義務者の納税期限は、前二項の規定に照らして執行する。

第24条 納税者が物品を輸入した場合は、税関が税関輸入増値税専用納付書を発行した日から15日以内に納税するものとする。

第25条 納税者が税還付(免除)規定を適用して物品を輸出する場合は、税関で輸出手続を行い、輸出通関証明書等の関連証憑を証とし、所定の輸出税還付(免除)申告期限までに、所轄税務機関で月ごとに当該輸出品の税還付(免除)処理を申告するものとする。具体的な規則は、国務院の財政、税務所管部門が制定する。

輸出物品の税還付処理後に返品あるいは通関取消が発生した場合は、納税者は還付された税金を法に則って追納しなければならない。

第26条 増値税の徴収管理は、「中華人民共和国税金徴収管理法」および本条例の関連規定に照らして執行する。

第27条 本条例は 2009 年 1 月 1 日より施行する。